

トヨタ自動車株式会社「トヨタ自動車田原工場風力発電所設置事業  
環境影響評価方法書」に対する勧告について

平成29年5月1日  
経済産業省

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、トヨタ自動車田原工場風力発電所設置事業環境影響評価方法書について、トヨタ自動車株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。

勧告の内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：愛知県田原市  
原動力の種類：風力（陸上）  
出 力：最大26,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成28年7月22日
環境大臣意見受理	平成28年10月7日
経済産業大臣意見発出	平成28年10月18日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成28年12月5日
住民意見の概要等受理	平成29年1月31日
愛知県知事意見受理	平成29年3月29日
経済産業大臣勧告発出	平成29年5月1日

問い合わせ先：電力安全課 高須賀

電話：03-3501-1742（直通）

トヨタ自動車株式会社「トヨタ自動車田原工場風力発電所設置事業  
環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 対象事業実施区域周辺の既設の風力発電所について、騒音の状況及び鳥類の風力発電設備への衝突状況等に関し、引き続き情報収集に努め、収集した情報を活用することなどにより、適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、鳥類については、既設の風力発電設備付近の飛翔の状況等の調査を行い、その結果を予測及び評価に反映するよう努めること。
2. 工事の実施に伴う水の濁り及び水生生物の調査、予測及び評価に当たっては、土地改変の範囲、造成工事の内容、工事に伴い発生する濁水の発生量、沈砂池の規模、排水ルート等を示した上で、適切な調査地点及び予測地点を設定すること。